



2008年
(平成20年)
3/15
第1530号

あだち広報

●発行/足立区 ●編集/医療制度改革室
〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

☎3880-5111(代)
FAX 3880-5618(こくほ年金課)
<http://www.city.adachi.tokyo.jp/>
足立区ホームページ携帯向け
サイトの二次元コードです
バーコード読み取り機能付き
携帯電話でご利用になれます

あだち広報は毎月(10日・25日)発行
この用紙は再生紙を使用しています

4月から

医療保険制度が変わります!

《医療制度改革特集号》もくじ

- 2 40歳から74歳までの方を対象に特定健康診査(特定健診)・特定保健指導が始まります
- 3 足立区国民健康保険の特定健診・特定保健指導/足立区の後期高齢者健診
- 4 5 「後期高齢者医療制度」が始まります
- 6 7 医療保険制度の変更
- 8 変更となる世帯構成の例/4月からの問い合わせ先・窓口のご案内

20年4月1日から「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、医療保険制度が大きく変わります。特に健診制度が新しくなること(2ページ参照)に加え、75歳以上の方の医療保険制度が変わります(4ページ参照)。この特集号では、何がかわるのかをお知らせします。下記の「年齢別該当記事のページ」で年齢別の記事を探せます。

なお、特定健診・特定保健指導や後期高齢者健診などに関する予算案は、20年第1回区議会定例会で審議中です。

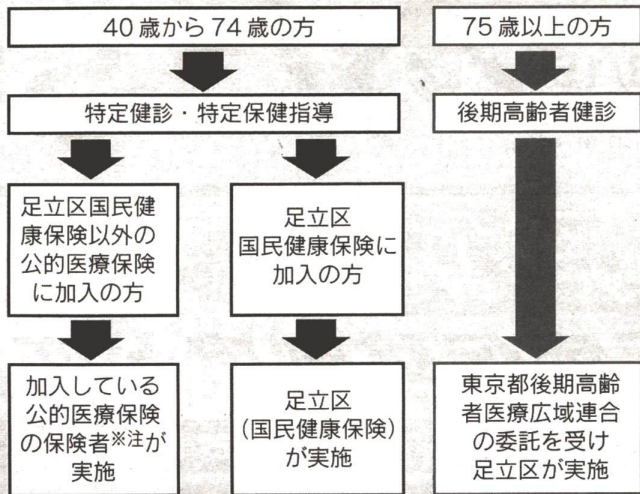
年 齢 別 該 当 記 事 の ペ ー ジ

対象年齢	制度の変更内容	該当ページ
74歳以下の方	▶(健康保険料に)後期高齢者支援金が加わります	6
小学校入学前の子ども	▶自己負担割合が2割の対象者が小学校入学前の子どもまで拡大されます ※ 足立区では子ども医療費助成制度で自己負担分を助成しています	7
40歳以上の方	▶高額医療・高額介護合算制度ができました	7
40歳~74歳の方	▶40歳から74歳までの方を対象に特定健康診査(特定健診)・特定保健指導が始まります ▶足立区国民健康保険の特定健診・特定保健指導/足立区の後期高齢者健診★	2 3
60歳~74歳の方	▶退職者医療制度の対象年齢が64歳までになります★	6
65歳以上の方	▶年金から保険料の天引きが始まります★ ▶65歳以上の方は生活機能の状態を確認します ▶療養病床入院時の「食費・居住費」負担の対象が65歳以上になります	3 6 7 8
70歳~74歳の方	▶70歳から74歳の方の(医療費)自己負担割合の変更 ▶高齢受給者証の交付について	3 6 7 8
75歳以上の方 (65歳~74歳で一定の障害により認定された方を含む)	▶「後期高齢者医療制度」が始まります ▶75歳以上の方は後期高齢者健診が受けられます	3 4 5 8
被用者保険に加入している75歳以上の方の扶養家族の方	▶後期高齢者医療制度へ切り替わる方の扶養である場合は手続きが必要です	6 8

*「制度の変更内容」欄に★印のある項目は、国民健康保険に関係する項目です。そのほかの項目は、医療保険制度の共通項目です。

40歳から74歳までの方を対象に
特定健康診査(特定健診)・特定保健
指導が始まります

(図1) これからの健診と保健指導



※注 保険者とは医療保険の運営主体で、健康保険組合や共済組合などをいいます。足立区国民健康保険の保険者は足立区です。保険者は、お手元の保険証で確認できます。

特定健診・特定保健指導とは

特定健診は、40歳から74歳までの方を対象として、内臓に脂肪が蓄積した状態(メタボリックシンドローム)の早期発見と予防のために、各医療保険者が行う健診です。

このままでの健診は、主に医療が必要な状態を早期発見することが目的でしたが、特定健診は、医療が必要になる手前まで生活改善ができるように、特定保健指導の対象者を抽出

特定保健指導

特定健診の結果から、メタ

ボリックシンドロームの危険度の高い方が自分の健康状態を知り、生活習慣を改善するため自主的に取り組み、むくも、医師・保健師・管理栄養士などの専門職が支援します。

支援には、動機づけ支援と積極的支援があり、その内容は、3ページの表2、それぞれの区分の基準は、下の表1のとおりです。

メタボリックシンドロームに重点を置くのは

メタボリックシンドロームは、糖尿病・高血圧症・脂質異常症など、心疾患(心筋こうそくなど)や脳血管疾患(脳出血・脳こうそくなど)の危険因子となる病気の始まりの段階です。

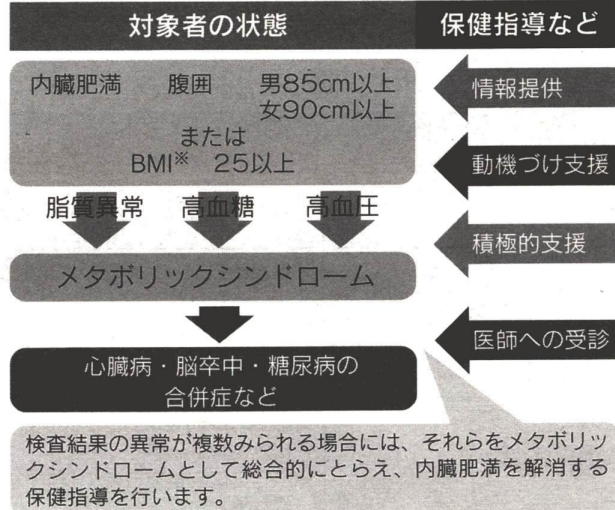
青年期の早死や、介護を必要とする障害を予防するため、早期対応のきっかけとして、特定健診・特定保健指導で重点化しています。

問先II医療制度改革担当
☎(3880)5845



(図2) 特定健診の着眼点と特定保健指導

健診でメタボリックシンドロームを中心に、肥満や血液検査の結果など全体の状態を関連づけて調べます。病気になる前の軽度の異常から生活習慣病の前兆を把握します。



予防のための生活改善をサポートします

※BMI: Body Mass Indexの略。体格指数とも言う。「体重Kg÷身長m÷身長m」で算出した、肥満度を示す指数。BMI 22の場合が標準体重であり、25以上が「肥満」、18.5未満を「やせ」とする。

(表1) 積極的支援・動機づけ支援の基準

Table with columns for abdominal circumference, blood sugar/lipid/blood pressure risks, smoking history, and target age groups (40-64 and 65-74). It details criteria for active support and motivation support.

・血糖 空腹時血糖100mg/dl以上 又は HbA1c5.2%以上
・脂質 中性脂肪150mg/dl以上 又は HDLコレステロール40mg/dl未満
・血圧 収縮期130mmHg以上 又は 拡張期85mmHg以上

* 喫煙歴の斜線欄は、判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味します。

特定健診・特定保健指導の疑問にお答えします

問1 4月からの健診はどのようになりますか?

答1 保険者ごとに特定健診を実施するので、今まで区が行っていた生活習慣病予防健診や節目健診は廃止されます。

問2 国民健康保険加入者以外の特定健診は、どのように行うのですか?

答2 サラリーマンの方は、毎年勤務先が行う事業主健診の中で、特定健診に関する検査を行います。

サラリーマンの妻の方の特定健診につきましては、これまでどおり身近な医療機関で受けられるよう、健康保険組合と東京都医師会などの代表者で構成される東京都保険者協議会で検討しています。ただし、保険者が独自に行う場合もありますので、くわしくは加入している健康保険組合にご確認ください。



生活機能評価を行います。

65歳以上で、介護保険の認定を受けていない方は、足立区国民健康保険の特定健診や後期高齢者健診と同時に、生活機能評価を行います。

65歳以上の方は生活機能の状態を確認します

問先II高齢医療係

☎(3880) 5874

75歳以上の方は後期高齢者健診が受けられます

後期高齢者医療制度(4ページ参照)に加入する方は、特定健診とはほぼ同じ内容の健診が受けられます。保健指導は行いません。生活機能の低下がみられる方には、介護予防の相談を行います。

被用者保険の被扶養者などの方には、個別にお知らせすることを検討しています。

生活機能評価は日常生活の状態から、筋力やむろ力の低下などの生活機能低下の危険因子を早期に発見し、要介護状態になることを予防するために行うものです。日常生活に関する問診とその内容により、貧血検査や心電図検査を行います。

この結果により、介護予防が必要と判定された方には、区が委託する地域包括支援センターが、介護状態にならないよう相談(無料)に応じます。

問先II介護予防係

☎(3880) 5885

(表2) 特定保健指導の内容

動機づけ支援	
対象者	生活習慣の改善の必要度が中位の方
内容	①医師、保健師、管理栄養士などと共に自分の体の状態を確認し、生活習慣改善のための行動計画をつくります。 ②6カ月後、改善状況を確認します。
積極的支援	
対象者	生活習慣の改善の必要度が高い方
内容	①医師、保健師、管理栄養士などと共に自分の体の状態を確認し、生活習慣改善のための行動計画をつくります。 ②計画どおり実行できるよう、医師などが3カ月から6カ月にわたる定期的な支援を行います。 ③6カ月後、改善状況を確認します。

(表3) 足立区の健診項目

▼特定健診の項目

基本的な健診の項目	
既往歴の調査	肝機能検査
自覚症状・他覚症状の有無	血中脂質検査
身長・体重・腹囲の測定	血糖検査
血圧測定	尿検査
詳細な健診の項目	
貧血検査	眼底検査
心電図検査	

▼足立区独自の健診項目

胸部X線検査

(図3) 特定健診・特定保健指導の流れ



足立区国民健康保険の特定健診・特定保健指導
足立区の後期高齢者健診

実施時期・実施機関

■国民健康保険に加入の方
特定保健指導も年度内に終わらせるため、健診通知は誕生日ではなく、4月以降、順次発送します。来年度は5月

以降、発送する予定です。
■後期高齢者健診
特定健診の通知を年度の初めに送るため、後期高齢者の健診通知も誕生日ではなく、5月以降に発送する予定です。
■実施機関
特定健診・特定保健指導と

生活習慣病予防健診・節目健診は3月で終了します

これまでの生活習慣病予防健診・節目健診は、20年3月31日で終了します。受診票をお持ちの方は、4月以降使用

できませんので、早めに受診してください。



問先II成人保健係
☎(3880) 5121

後期高齢者健診は、足立区医師会に委託するので、これまでどおり身近な医療機関で受診できます。

■くわしくは

今後、あだち広報や区のホームページなどでお知らせします。

問先II医療制度改革担当
☎(3880) 5845

足立区特定健康診査等実施計画(案)を策定しました

第1期(20年度から24年度)の実施計画(案)の内容は区のホームページ
(<http://www.city.adachi.tokyo.jp/>)でご覧になれます。

問先II医療制度改革担当
☎(3880) 5845

問3 健診項目は今までより減ってしまっているのですか?

答3 特定健診の健診項目は表3に記載したとおりです。このうち、貧血検査・心電図検査・眼底検査は、くわしい検査が必要と認められた方のみに行うものですが、区では健康寿命を伸ばすことを目的に対象とならなかった方にも行う予定です。

また、胸部X線検査も健康寿命を伸ばすことを目的に行う予定です。

問4 健診の費用はどうなりますか?

答4 20年度から24年度までの5年間は、足立区国民健康保険の特定健診と特定保健指導、および後期高齢者健診の自己負担金を無料とする予定です。(自己負担金相当分の一人あたり、特定健診は約3千円、特定保健指導は約4千円から7千円、後期高齢者健診は5百円を区が補っていただいています。)受診券と保険証を持って受診してください。



「後期高齢者医療制度」が始まります

すべての75歳(一定の障害がある方は65歳)以上の方が加入します。都内の62区市町村で設立した東京都後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、区市町村が申請の受付や保険料収納などの窓口になります。

この制度に加入する方と加入の時期など

対象となる方

- ・75歳以上の方
- ・寝たきりなど、一定の障害がある65歳以上75歳未満の方(注)

(注) 申請して広域連合から認定を受けることが必要です。ただし、20年3月末までに老人保健で認定を受けていた方は、認定を受けたものとみなされます。

対象となる方は、それまで加入していた国民健康保険、

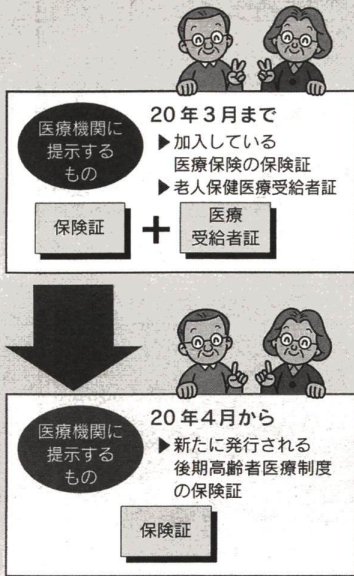
健康保険組合、共済組合などの医療保険制度から抜けて、後期高齢者医療制度に移行します(8ページの「変更となる世帯構成の例」参照)。

4月以降に75歳になる方

75歳の誕生日当日から後期高齢者医療制度の対象となります。

(例) 20年6月15日に75歳になる方↓20年6月15日から後期高齢者医療制度に加入します(加入手続

(図1) 保険証は1人に1枚交付されます



(図2) 新しい保険証のイメージ

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成22年7月31日	
被保険者番号	
被保険者	住所
	氏名
	生年月日
資格取得年月日	年 月 日
発効期日	年 月 日
交付年月日	年 月 日
一部負担金の割合	
被保険者番号並びに保険者の名称及び印	

きは不要です)。一定の障害をお持ちの65歳以上75歳未満の方は、認定を受けた日から対象となります。



医療機関窓口での負担割合は変わりません

20年7月31日までは、これまでの老人保健医療受給者証の自己負担割合と変わります。毎年8月1日に前年度の住民税課税所得に応じた判定により決定します。負担割合の区分はこれまでどおり1割(現役並み所得の方は3割)です。

※世帯構成や住民税の修正申告等があった場合は、変更になることがあります。

3月中旬に配達記録郵便で送ります

「配達記録郵便」とは、確実に受け取っていただけるように、在宅時に直接手渡すものです。不在の場合は不在票が入ります。連絡することで、後ほど再配達等を受け取ることができます。

ご負担いただく保険料

保険料は大切な財源です

後期高齢者の医療にかかる費用のうち、皆さんが医療機関で支払う窓口負担を除いた分を、公費(国、東京都、区市町村)が5割、現役世代からの支援助金(若年層の保険料)が4割を負担し、残りの1割を高齢者の皆さんからの保険料で負担します(図4)。

保険料の納め方

保険料は公的年金からの天

(図3) 年間保険料の計算のしかた

(均等割の額と所得割率は2年単位で見直されます。)

$$\text{均等割 } 3万7,800円 + \text{所得割 } \frac{\text{基礎控除}(33万円) \times \text{所得割率 } 6.56\%}{\text{後の総所得金額}} = \text{1人あたり保険料}$$

(例) 単身世帯 年金収入 153万円 → 保険料 1万1,300円(均等割のみ) ※100円未満切捨て
均等割 153万円-120万円(公的年金控除)-15万円(高齢者特別控除)=18万円(7割軽減に該当)
所得割 153万円-120万円(公的年金控除)-33万円(基礎控除)=0円

保険料は天引き

公的年金

後期高齢者医療制度の疑問にお答えします

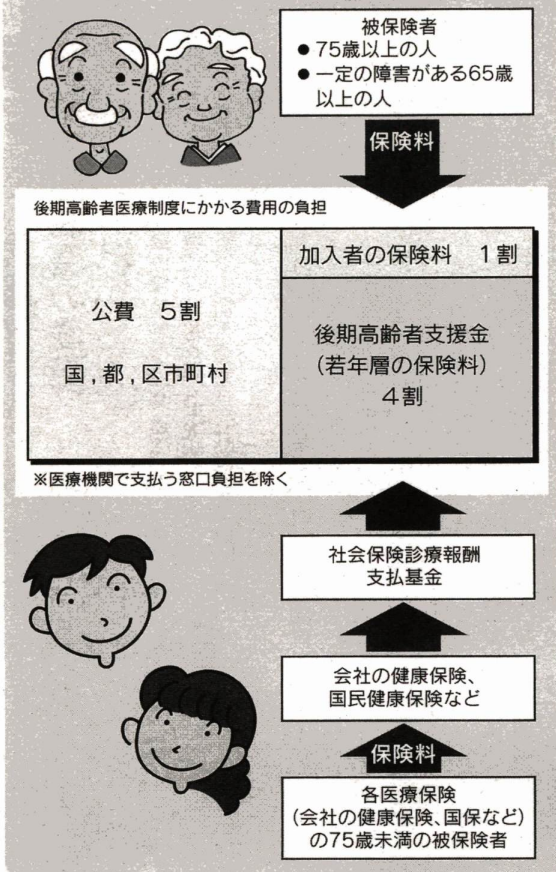
問1 給付はこれまでどおりですか?
答1 医療費が高額になったときの高額療養費や、入院した際の食事代、また、治療上必要と認められた補装具の代金といった給付については、これまでの老人保健制度と同様に受けられます。

問2 葬祭費は出るのでしょうか?
答2 国民健康保険と同様(7万円)を予定しています。

問3 医療機関にかかるときに持つて行くものは?
答3 今までは健康保険証と老人保健医療受給者証の2枚を持つて医療機関にかかっていましたが、4月からは「後期高齢者医療被保険者証」1枚のみを持つて行ってください。

(注) 特定疾病療養受療証や限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方は、そちらも持ちください。

(図4) 保険料は大切な財源です



■被用者保険の被扶養者だった方
被用者保険の被扶養者だった方は、後期高齢者医療制度の被保険者になったら日から2年間は均等割額が5割軽減されます。(所得割額は課せられません)。ただし、20年4月

保険料の軽減

保険料はすべての被保険者が均等に負担する均等割額と、前年の所得に応じた所得割額の合計になります(4ページ図3参照)。
※年金収入のみの被保険者は、収入額が153万円以下の場合、所得割が課せられません。賦課限度額は年額50万円です。

保険料の計算のしかた

から9月までは保険料が免除され、20年10月から21年3月までは均等割額が9割軽減されます。(所得割額は課せられません)。

所得が低い方

所得が低い方は、保険料の均等割額が世帯の所得水準によつて7割、5割、2割軽減されます(表1参照)。

さらなる低所得者対策を行っています

東京都後期高齢者医療広域連合では、保険料を出来るだけ低く抑えるために、葬祭費をはじめとする運用資金や審査支払手数料などを全て公費(税金)でまかなう特別対策を行っています。また、さらなる低所得者対策として、区市町村の公費を



投入して20年4月から22年3月まで基礎控除後の総所得金額が55万円(年金収入208万円)までの所得階層の方を対象に、表2のとおり所得割額の軽減措置を行うことを決めました。この結果、東京都後期高齢者医療広域連合では保険料を大きく引き下げることができました。
厚生年金の一般的な収入20万円の方で見えた場合の保険料は全国でもっとも低い水準となっております(図5)。

(表2) 所得割額の軽減割合(東京都のみ)

被保険者の基礎控除後の総所得金額	軽減割合
15万円以下	10割軽減
15万1円～20万円	7.5割軽減
20万1円～40万円	5割軽減
40万1円～55万円	2.5割軽減

(表1) 均等割額の軽減割合(全都道府県)

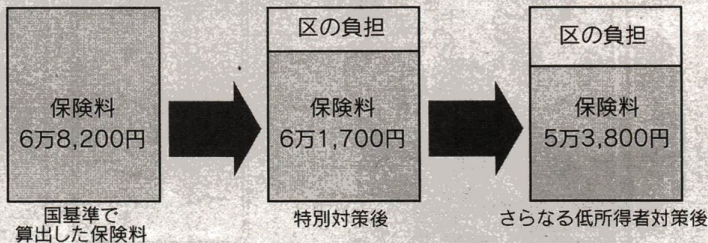
世帯主および被保険者の総所得金額が下記金額以下の世帯	軽減割合
「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯	7割軽減
「基礎控除額(33万円) + 24万5,000円 × 被保険者数(被保険者である世帯主を除く)」を超えない世帯	5割軽減
「基礎控除額(33万円) + 35万円 × 被保険者数」を超えない世帯	2割軽減

高額介護合算制度

高額療養費(医療保険)と高額介護サービス(介護保険)の自己負担額を合計し、新たに定められた自己負担限度額を超えた分が支給されます。くわしくは、7ページをご覧ください。

問先II 後期高齢者医療制度に関して... 高齢医療係 3880 5874

(図5) 平均的な厚生年金受給者(年金収入201万円)で見た場合の保険料



問4

保険料はいつから払うのですか?

答4

これまで加入されていた健康保険の種類によつて次のとおりになります。

▼国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方: 4月から特別徴収(年金からの天引き)

▼被用者保険の被保険者本人だった方: 7月から普通徴収(納付書等による支払い) 10月から特別徴収

▼被用者保険の被扶養者だった方: 10月から特別徴収(年金からの天引き)

ただし、いずれの場合も年金額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療保険料が年金額の2分の1を超える方は普通徴収となります。

問5

これまで会社の保険の被保険者本人だったのですが、後期高齢者医療制度に変わるにあつて手続きは必要ですか?

答5

加入中の社会保険などから脱退の手続きが必要になります。くわしくは現在ご加入中の健康保険の保険者にお問い合わせください。

医療保険制度の変更

今回の医療制度改革では、医療保険制度に共通の変更が行われています。被用者保険(健康保険組合や共済組合などの勤務先で加入する健康保険です)に加入の方は、勤務先の担当者にお問い合わせください。

後期高齢者支援金が加わります

現在の健康保険の保険料には老人保健制度への拠出金が含まれており、75歳以上の方の医療給付については老人保健制度から支出しています。4月からは、老人保健制度の拠出金が廃止になり、後期高齢者医療制度への支援金として、別途算定することになりました。

退職者医療制度の対象年齢が64歳までになります

会社などを退職して国民健康保険に加入されている方のうち、厚生年金などの年金を受けられる一定の要件を満たす方とその扶養者は、退職者医療制度の対象になります。

高齢受給者証の交付について

70歳以上74歳までの方に交付している高齢受給者証の有効期限は3月31日までになります。

医療制度の加入者となりますが、対象年齢は74歳までから64歳までになります。現在、退職者医療制度の国民健康保険証をお持ちの65歳以上の方は、4月から一般の国民健康保険証へ切り替えます。4月以降65歳になる方は順次切り替えになります。切り替え後の保険証は配達記録郵便にて郵送します。



平成20年3月31日まで有効の国民健康保険証をお持ちの方へ

同じ世帯の中に、後期高齢者医療制度へ移行される方がいる場合、国民健康保険加入者全員分の保険証の有効期限は3月31日です。

後期高齢者医療制度に移行の方へは3月中旬に広域連合から、国民健康保険に加入継続の方へは3月20日以降足立区こくほ年金課から、それぞれ保険証が配達記録郵便で郵送されます。

有効期限の過ぎた保険証は、こくほ年金課もしくは区民事務所に返していただくか、細かく裁断して処分してください。

後期高齢者医療制度へ切り替わる方の扶養である場合は手続きが必要です

75歳以上の方(65歳以上で一定の障害のある方を含む)が、被用者保険(健康保険組合・共済組合など)の被保険者(加入者本人)だった場合、75歳以上の方本人は後期高齢者医療制度への加入となります。その扶養者だった75歳未満の方は、他の方の被用者保険の扶養に入るか、国民健康保険へ加入することになります。(8ページの“変更となる世帯構成の例”参照)国民健康保険へ加入する方は、被用者保険の保険者が発行する資格喪失証明書と本人確認資料を持って、手続きをしてください。手続きのできる時期や必要書類など、くわしくはお問い合わせください。



問先II ▼ 6ページの記事に関して...資格課係 03(3880) 5240

医療保険制度の変更についての疑問にお答えします

問1

夫が75歳以上なので、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行になります。

妻の私は72歳です。今までの軽減は、どのようにになりますか？

答1

75歳の誕生日までは国民健康保険を継続します。保険料についても継続して世帯主あてにお知らせします。

均等割軽減判定の継続措置が5年間あります。くわしくは8ページの例を参照してください。

問2

今まで夫の勤め先の保険の扶養でしたが、夫は後期高齢者医療制度へ移行となります。

扶養だった妻の私はどうなりますか？

答2

他の保険へ加入する必要があります。

国民健康保険へ加入した場合、65歳以上であれば保険料の減免制度を受けられます。2年間は、所得割免除・均等割減額となります。

年金から保険料の天引きが始まります

国民健康保険の加入者が全員65歳から74歳までの世帯の場合、原則として世帯主の年金から保険料を天引き(特別徴収)することになります。天引きの実施は20年10月から予定です。

ただし、次の場合には天引きされません。

70歳から74歳までの方の自己負担割合の変更

■1年間は据え置きされます

高齢受給者証を使用して医療機関にかかったときに、窓口で支払う自己負担割合が1割の方については、4月から2割に引き上げられました。また、所得区分が「一般」...

ただし、1年間は据え置きされることになりましたので、負担割合が2割になること、および限度額が引き上げられることは21年4月からの予定

(表1) 自己負担限度額 (21年3月まで)

Table with 3 columns: 区分, 外来(個人単位), 外来+入院(世帯単位). Rows include 一定以上の所得者, 一般, 低所得I, 低所得II.

自己負担限度額 (21年4月から)

Table with 3 columns: 区分, 外来(個人単位), 外来+入院(世帯単位). Rows include 一定以上の所得者, 一般, 低所得I, 低所得II.

です(表1)。

今回の改正は、所得が一定の基準以下の「一般」の方が対象です。

現在、70歳から74歳までの方で、一定以上の所得のある世帯の方は「現役並み所得者」...

問先II 負担割合に関して：こくほ年金課資格課係

☎(3880) 5240

▼負担限度額に関して：こくほ年金課給付係

☎(3880) 5241

自己負担割合が2割の対象者が小学校入学前の子どもまで拡大されます

健康保険の医療費自己負担割合は、これまで2歳までが

2割でしたが、20年4月から

は、小学校入学前まで2割になります。

問先II こくほ年金課資格課係

☎(3880) 5240

* 足立区では、子ども医療費助成制度により健康保険が適用される医療費の自己負担分を助成しています。

対象者は、区内在住で健康保険に加入している乳幼児

および小・中学生(15歳に達した日以降の3月31日まで)

の子どもを養育している保護者です。所得制限はありません。

生活保護受給者や児童福祉施設に措置入所中

もしくは里親に委託中の保護者は対象外となります。

問先II 子育て支援課児童給付係

☎(3880) 5884

療養病床入院時の「食費・居住費」負担の対象が65歳以上になります

療養病床に入院する70歳以上の方は、介護保険との負担均衡を図るために、食費と居住費を一部自己負担していただきます。

改正後は、65歳以上70歳未満の方も、食費と居住費を負担することになります。

問先II こくほ年金課給付係

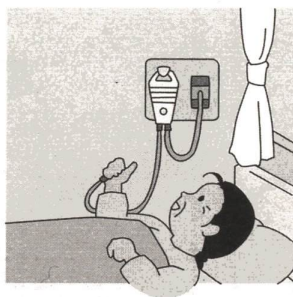
☎(3880) 5241



高額の医療・高額介護合算制度ができました

これまでは、医療費が高額になった場合は医療保険から自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給され、また介護費用が高額になった場合は介護保険から高額介護サービス費が別に支給されてきました。

4月から、医療費・介護費それぞれの自己負担限度額を適用した後、両方を合計し、新たに定められた自己負担限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」が設けられました(図1)。



問先II 介護保険に関して：介護保険課係

☎(3880) 5743

▼国民健康保険に加入の方に

関して：こくほ年金課給付係

☎(3880) 5241

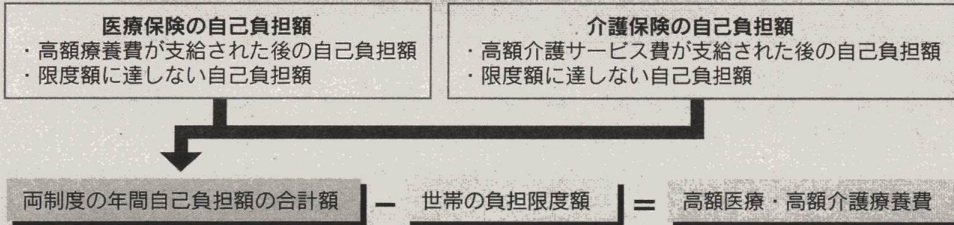
▼後期高齢者医療制度に加入の方に

関して：高齢医療係

☎(3880) 5874

* 国民健康保険や後期高齢者医療制度以外の医療保険制度に加入の方は、それぞれの保険者にお問い合わせください。保険者とは医療保険の運営

高額医療・高額介護合算制度



問3 現在1割負担の高齢受給者証を持っています。あと1年間は1割のままですか？

答3 20年4月から7月末までは1割の受給者証の発行となりますが、8月以降の負担割合については、19年分の税申告で決定した所得に応じて判定されます。

問4 退職者医療制度が6歳までになるとのことですが、なにか手続きは必要ですか？

答4 手続きは必要ありません。一般の国民健康保険証は期限前に届くように配達記録郵便で郵送致します。病院へのかかり方や、保険料に変更はありません。

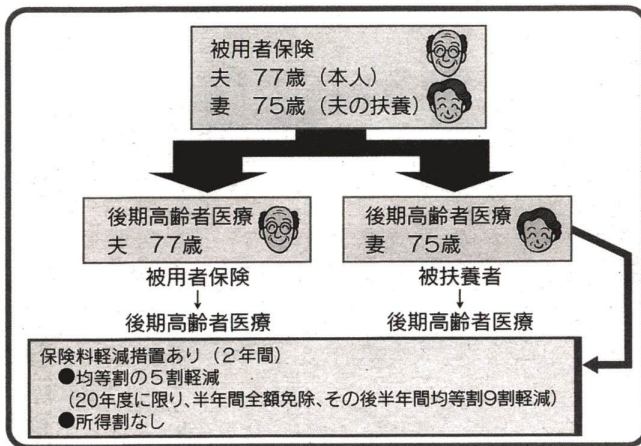
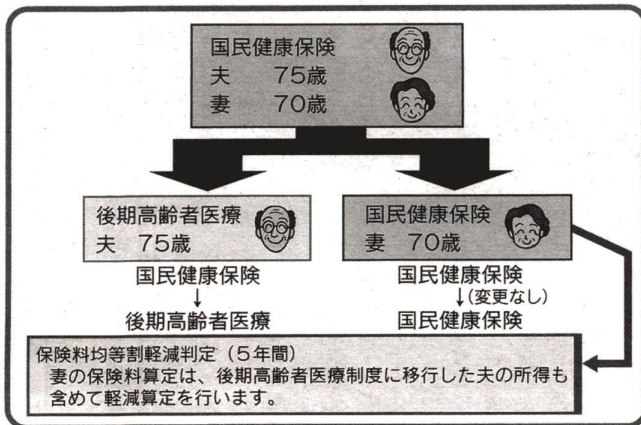
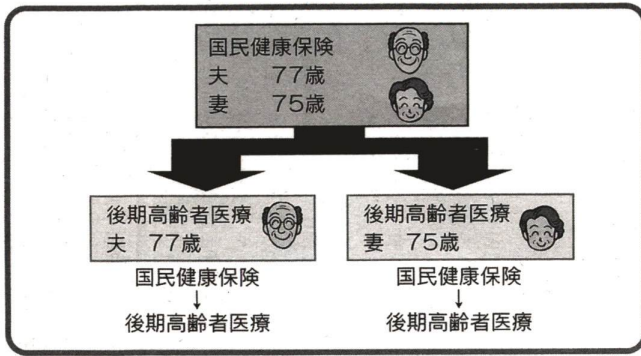
問5 「高額医療・高額介護合算制度」の限度額とは？

答5 所得や年齢に応じて決まります。自己負担額を年額で計算し、限度額を超えた分が認められると後から支給されます。なお、限度額は現時点で決まっています。

問6 「高額医療・高額介護合算制度」の自己負担限度額の計算は？

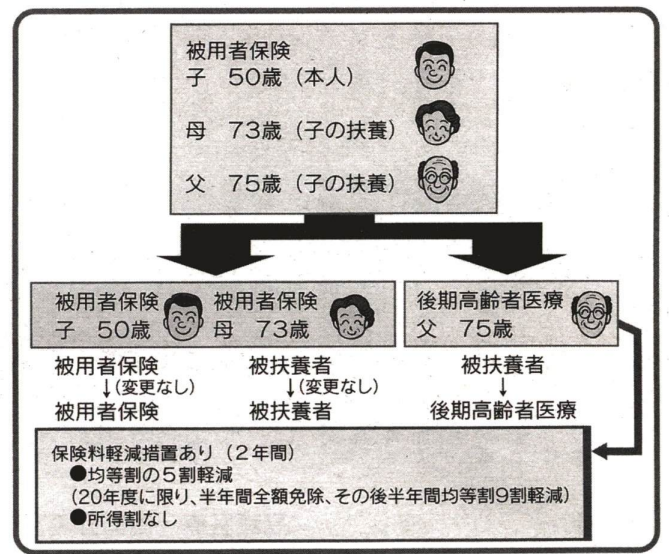
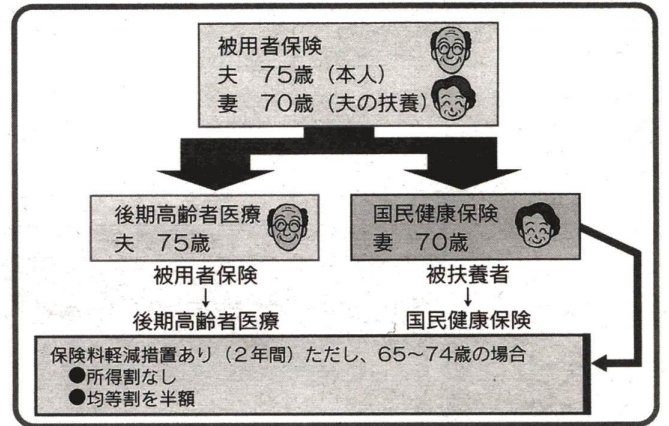
答6 同一世帯でも、国民健康保険、勤務先の健康保険、後期高齢者医療制度の医療保険別にそれぞれ計算します。所得区分は、毎年7月31日時点の医療費の自己負担限度額の区分を適用します。

後期高齢者医療制度が始まることで加入する医療保険制度が 変更となる世帯構成の例



75歳以上の方がいる世帯は、75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移るため、75歳未満の方が加入する医療保険は下図のようになります(75歳以上の方のいない世帯は、今までと変更はありません)。

また、後期高齢者医療制度に移った方は、お一人ごとに保険料を計算してお支払いいただきます。なお、保険料については下図の軽減措置があります。



4月からの問い合わせ先・窓口のご案内

● 4月から名称や窓口が変わる部署がありますので、ご注意ください。●

業務内容	新しい名称と場所		電話番号	3月までの名称と場所	
後期高齢者医療の こと 給付関係について その他	高齢医療・年金課 高齢医療係 資格収納係	北館 2階	高齢医療係 ☎3880-5874 資格収納係 ☎3880-6041	高齢サービス課 高齢医療係	中央館 3階
年金のこと	高齢医療・年金課 年金適用係 年金給付係	北館 2階	変更ありません	こくほ年金課 年金適用係 年金給付係	北館 2階
国民健康保険のこと	国民健康保険課	北館 2階	変更ありません 各記事末尾の問先を ご覧ください。	こくほ年金課	北館 2階